

越前市令和6年度住民税非課税世帯等 に対する支援給付金のご案内

- この給付金は、令和6年度に新たに「住民税非課税」または「住民税均等割のみ課税」となった世帯を支援する給付金(対象1世帯あたり10万円)です。
- この給付金を受給するには、申請手続きが必要です。

※本給付金における「世帯」とは、令和6年6月3日時点の住民票上の世帯を言います。

給付額

①対象一世帯あたり

10万円

②対象児童一人あたり

5万円

上記①②の合計額を
給付します。

申請期限

令和6年10月31日(木)

【書類必着】

※申請期限日までに市に書類が到着する必要があります。郵送の場合、市に到着するまでに2~3日かかる場合がありますのでご注意ください。

給付時期

市が申請を受理した日から
2~3週間後が目安です。

※申請の混雑状況によって前後する場合があります。

申請手続きの方法

- (様式第2号)「越前市令和6年度住民税非課税世帯等に対する支援給付金申請書」を記入し、必要書類(本人確認書類・口座確認書類等の写し)を添えてご提出ください。

申請書(様式第2号)は、越前市ホームページからダウンロードするか、市役所窓口(市役所2階 社会福祉課、今立総合支所)で配布しています。

★★★ 詳細は裏面をご覧ください ★★★

越前市ホームページ
では多言語でご覧
いただけます。



主页有多种语言版本。
The homepage is available in multiple languages.
A página inicial está disponível em vários idiomas.
Trang chủ có sẵn bằng nhiều ngôn ngữ.

お問い合わせ

越前市役所 市民福祉部 社会福祉課
電話 0778-43-5354

受付時間 8:30~17:15(土日・祝日を除く)

※税情報・個人情報を含むご相談はお受けできません。

①給付の条件(申請前にご確認ください)

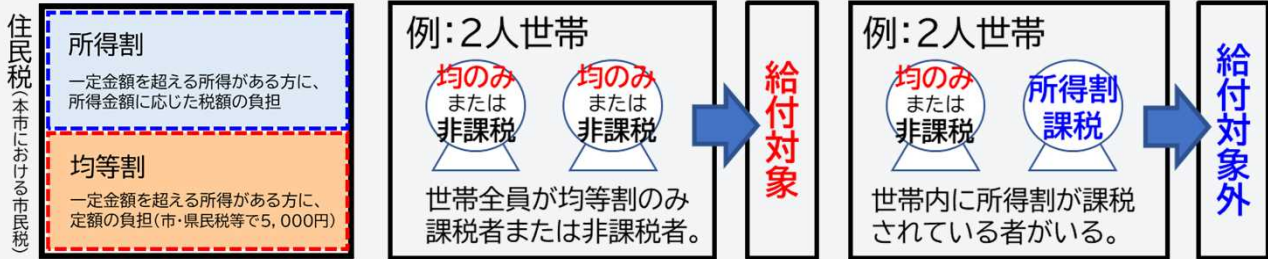
この給付金は、次の全ての条件を満たす世帯が給付の対象です。

(1) 基準日(令和6年6月3日)に、越前市に住民登録があること

…基準日の翌日以降に転入した世帯は本給付金の給付対象外です。

(2) 世帯全員の定額減税前の令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税であること

…住民税所得割が課税されている方を含む世帯は本給付金の給付対象外です。



※未申告の方は、税務課等で必要な申告を行った後、対象となる場合に申請できます。

※令和6年1月2日以降に越前市外から転入してきた方は、令和6年1月1日時点の市区町村(または課税地)が発行する「令和6年度分の住民税の課税状況が分かる証明書の写し」が必要です。

※令和6年1月2日以降に、日本に入国した方は本給付金の給付対象外です。

(3) 世帯全員が令和6年度住民税課税者から扶養を受けていないこと

…世帯の中に課税者から税法上の扶養を受けていない者が一人以上いる必要があります。

【給付対象外となる例】

- ・2人世帯で、2人とも別世帯の息子(住民税課税者)の扶養になっている
- ・親(住民税課税者)に扶養されている一人暮らしの大学生 など

(4) 世帯内に他の自治体から同様の給付金を受けた者がいないこと

…他の自治体で既に給付を受けている場合は給付対象外となります。

(5) 令和5年度に給付金の給付対象となっていないこと

…次の給付金の給付条件を満たした世帯及び当該世帯主を含む世帯は給付対象外となります。(他市町村での同様の給付金を含む。)

- ・越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付):対象1世帯7万円
- ・越前市令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金:対象1世帯10万円

(6) 世帯内に租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと

…外国籍の方がいる世帯においては、特にご注意ください。

②こども加算(児童1人あたり5万円)について

- 基準日(令和6年6月3日)時点で、世帯内で扶養している18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる場合は、こども加算の対象※となりますので申請書に記載してください。

※例外として、基準日の翌日以降に出生した児童や別世帯だが扶養している児童も支給対象となります。

- 給付は世帯主に行います。対象児童の**実際の扶養者**と**給付対象者**が異なる場合があります。

